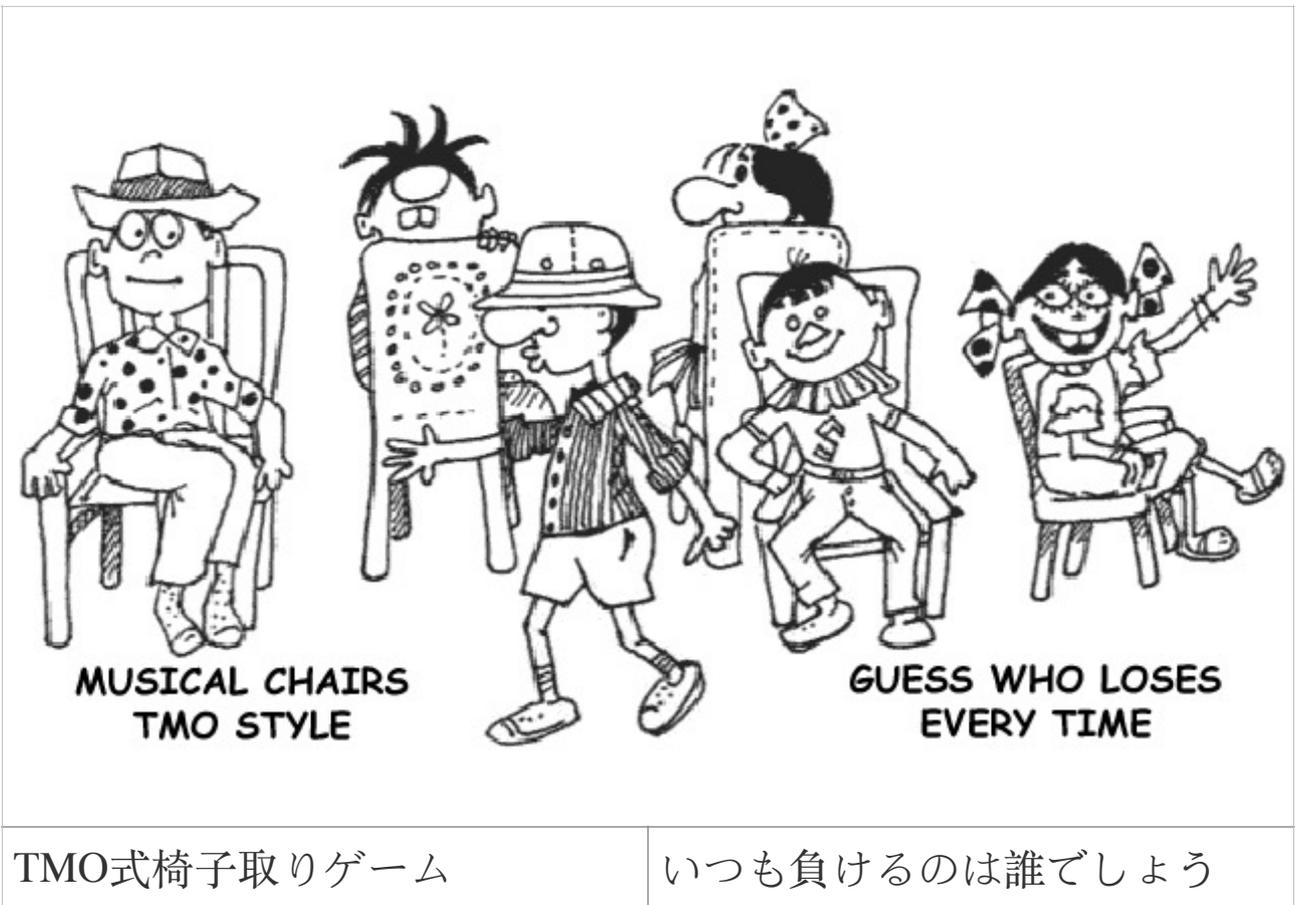


グレンフェル・アクション・グループ



KCTMO－FOIのはぐらかしと二重基準

ほんの数日前、シネイド・マツキラン氏からEメールが届きました。マツキラン氏は、歴代のTMO（居住者管理組織）カンパニーセクレタリー（総務部長）中、最も最近就任した人で、カンパニーセクレタリーとして、12年前の2005年にKCTMO（ケンジントン・アンド・チェルシー居住者運営組織）によって委託された報告書を求める私の請求を拒絶しました。当時私は、ランカスター西団地管理委員会の会員で、私が請求した報告は、グレンフェルタワーの3分の2の非常用照明がTMOが委託した定期検査に不合格であったことを受け、EMBからの大きな圧力の下で委託されたものでした。

緊急時に非常用照明が必要とする電池パックは、停電中および重大火災で避難が必要となった場合に、一時的に照明を提供するように設計されたものでした。3分の2の非常用照明が不合格だったのは、電池パックが使用期限をはるかに過ぎており、維持も取替えもされずに何年も放置されていたからです。EMBは当時、この件を非常に重大事であると考えました。TMOに委託された顧問の報告も私たちと同意見で、TMOおよびその請負業者を厳しく批判しました。その報告では、TMOが数か月間も取り合わなかったEMBの苦情には確かな根拠があり、完全に立証されていたとしています。

マツキラン氏が7月14日にこの報告書の写しを提供することを拒否した理由は、非公開有限責任株式会社であるTMOは、情報自由法の対象ではないという申立てでした。マツキラン氏と私のやりとりを詳述するEメールのスレッドの写しを、この投稿の直前のブログポストに投稿しています。タイトルは「KCTMO- 人々のための人々による住宅管理?」で、情報自由法および地方自治体が所有しTMOが統制する公営住宅の居住者に対するTMOの明らかな軽視を考慮すれば、KCTMOは自らが「居住者管理組織」であることに対する道徳的権利を放棄したと言っても妥当でしょう。RBKC（ケンジントン・アンド・チェルシー王室特別区）地方自治体と共謀するTMOによって常に弱体化および無力化されてきたEMBのメンバーに以前認められていた僅かな額を大きく上回る騰貴費用の支払いを請求する従順な雇われ選出居住者会員の委員会に、KCTMOはいまだに形ばかりの代表者を抱えています。

恐るべきKCTMOが設立される数年前の1993年にEMBとの間で交わされた管理協定の順守を拒否することにより、RBKC地方自治体は、積極的に共謀することにより、KCTMOがEMBから全ての権力を取り除くことができるような条件を作り出しました。居住者委員会の会員は、TMOが仕えるその地方自治体によってテコ入れされ有効化された、正当性または誠実さの欠片もない利己的なTMOの官僚制度に偽の正当性を与えることにのみ役立つ単なる「かさぶた」

であるというのが私たちの意見で、何年にもわたりTMOの無能さおよび怠慢に耐えなければならなかったTMO居住者の多くも同意しています。- これは、居住者の間では何年にも渡って知られていたことでしたが、6月14日のグレンフェルタワー大災害で広く暴露されました。

それでは、カウンシルが所有しTMOが統制する公営住宅居住者に、火災安全およびその他の衛生安全問題に関連する情報をTMOが開示するであろうと誰もが合理的に期待できるような規定を定める情報自由法はどうでしょうか？

KCTMOのウェブサイトには、「**Access to Information** (情報へのアクセス)」というタイトルのページがあります。つい最近まで、このページには以下のような供述が掲載されていました。

「**1998年のデータ保護法 (DPA)**、**2000年の情報自由法 (FOI)** および**2004年の環境情報規則**により、居住者および一般市民は、公共機関が所有するまたは公共機関のために保有された情報を請求することができます。

私たちは、書面による請求に応じて、可能な場合は、**RBKC**の代理人により提供されているサービスに関する**RBKC**に代わり**KCTMO**が保持する情報を提供しなければなりません。

[TMO情報へのアクセス01版](#)

マツキラン氏が私のFOI請求を拒絶してから数日中に、このページの文章は、以下のように変更されました。

「**TMO**は民間団体で**FOI**の対象ではありませんが、**FOI**のもとでの義務を含め、法的および規制上の義務を順守するために**RBKC**が必要とする可能性のある情報を、私たちは**RBKC**に提供しなければなりません。

TMOはまた、**FOI**は直接適用されませんが、自らの透明性政策を実施しています。これは、**TMO**は可能な場合には情報を開示しますが、例えば**TMO**の商業上の利害関係、第三者の利害関係を保護したり情報の開示が犯罪、規制またはその他の取り調べに影響を及ぼす場合など、不開示が合理的である場合は、開示しない権利を留保します。

[TMO情報へのアクセス02版](#)

2014年12月に、グレンフェル・アクション・グループ・ブログの共同編集者エドワード・ダフアーン氏は、情報自由法に基づいてKCTMOに対し書面で情報の提供を求めました。具体的には、計画中のグレンフェルタワー改善作業に関する事柄が話し合われた**TMO**、請負業者のライドンおよび事業計画立案者のスタジオEとの間で毎月行われた話し合いの議事録の写しを請求したのです。ダフアーンの請求は、マツキラン氏の前任者であるフォラ・カフィディア氏によって却下されました。その際、カフィディア氏は、この情報には、

「・・・2000年の情報自由法は適用されません。それは、この情報が公共機関に代って保有されたまたは公共機関に代わり**TMO**によって保有されたものではないからです。2000年の情報自由法は、公共機関に代わり保有された情報に適用されます」

不思議なことに、カフィディア氏は同じEメールで、情報自由法（第43条第2款）で認められた数少ない適用除外例の1つを引き合いに出し、以下のように主張しています。

「**TMO**の請負業者との商業上のやり取りは慎重に扱うべき情報で、そのような商業上のやり取りの公開は、請負業者の商業上の利害関係に損害をもたらすまたは損害をもたらす可能性があります」

ここから、以下の質問が提起されました。もしカファイディア氏がKCTMO情報自由法の対象ではないと本当に信じていたのであれば、その法律の款項目のもとでその情報は適用外であると主張する必要があると思ったのかということです。これは、KCTMOは実際には情報自由法の対象であるとカファイディア氏が信じていたことを明らかに暗示しているでしょうか？

ダフアーン氏は、TMOの唯一の役割または機能は、地方自治体、ケンジントン・アンド・チェルシー区が所有する住宅の管理ですから、TMOが保有する情報は全て地方自治体に代わり保有されているということになり、情報自由法の適用外であるはずはないことを指摘し、カファイディア氏の明らかに馬鹿げた理由に異議を申し立てる返答をしました。

（法律によって義務付けられている誠実で徹底した検討をするには、とても時間が足りるとは思えない）一両日中に、ダフアーン氏は、カファイディア氏から最終的な拒絶を受け取りました。驚くべきことに、カファイディア氏は、TMOは情報自由法の適用外であるという口実を完全に捨て去り、その代わりにTMOが拒絶する理由として、以下を提起しました。

「ライドンズは、公益サービスを提供していますが、TMOの請負業者との商業上のやり取りは慎重に扱うべき情報で、そのような商業上のやり取りの公開は、請負業者の商業上の利害関係に損害をもたらすまたは損害をもたらす可能性があります。情報自由法第43

(2) 条により、そのような情報は開示の適用外となっています。ですから、請求のあった情報は開示することができません。2000年の情報自由法に従い、このEメールは拒絶通告としての役割を果たします」

ダフアーン氏が再度2016年5月にカファイディア氏にFOI請求を提出しているのは興味深いことです。その時は、ダフアーン氏はTMOが

RBKCの住宅資産監視委員会に提出した報告の写しを請求し、肯定的な回答を受け取りました。

「2000年の情報自由法に基づく請求に関しご回答いたします。
RBKC監視委員会に提出された報告を添付いたしますのでご検討ください。

貴方の請求の対応にご不満な場合は、FOIA（情報自由用）の順守に関する責任をもつ情報コミッショナーに苦情を提起する権利が貴方にはあります。

フォラ・カフィディア＝オキFCIS

管理代表・カンパニーセクレタリー（総務部長）

ケンジントン・アンド・チェルシー王室特別区

居住者管理組織株式会社」

この時までには、カフィディア氏は、KCTMOは公共機関かどうか、および情報自由法の対象となるかどうかについて以前もっていたかもしれない疑念や混乱を、ついに解決していたように見受けられます。TMOは確かに公共機関で、確かにFOI法の対象となることに、カフィディア氏が気づいていたのは明らかです。

このダフアーン氏とのやり取りの後すぐにカフィディア氏はTMOを辞めましたが、氏のLinkedIn（リンクトイン）のプロフィールにKCTMOの管理代表・カンパニーセクレタリー（総務部長）であった期間について、以下のように記載されているのは興味深いことです。

「・・・データ保護法、情報自由法および公共機関の情報へのアクセスに関するその他の法律の順守を確実にしました」

<https://uk.linkedin.com/in/folakafidiya>

さらに、KCTMOは今も情報自由法の対象であり、これまでもずっとそうであったことの証拠は、FOI公開計画（公共機関による法令順守の義務的要素）に見られます。これは、最初にTMOが2005年に出版したもので、TMOのウェブサイトからダウンロードすることができます。注意：新任のカンパニーセクレタリーがこのブログを読み、TMOのウェブサイトからその文書を削除して皆さんを騙すといけませんので、先に私たちがダウンロードしたものをアップロードしておきます。

[TMO freedom of information publication scheme](#)

フォラ・カフアディア氏が辞任し、その後継者としてシネイド・マツキラン氏が就任したことに伴い、TMOの情報自由法に対する立場は、元に戻ってしまったようです。ただし、TMOはFOIAのもとで地方自治体に代わり保有している公共情報への開示にのみ責任があるというカフアディア氏の元の主張が、マツキラン氏の、地方自治体がFOIAのもとでの自らの義務を遂行できるように、そのような情報を一般市民ではなく地方自治体にのみ提供する責任があるという主張に取って代わられています。

けれども、私が請求した2005年の報告は、私が知る限りでは、決して地方自治体に保有されていたことはなく、その勧告に基づいて行動する責任は地方自治体にあるのではなく、元々報告を委託したTMOにあったのです。その勧告には、グレンフェルタワーの照明システムの完全な交換および新しいシステムの検査・点検システムの改良が含まれていました。最初の勧告は実施されましたが、改良された検査システムが整備されたかどうか、そしてもし整備されたのであれば、長期的に維持されたかどうかについては、確かに大きな疑問が残るでしょう。TMOの管理文化の根本的な変化もまた勧告されましたが、そのアイデアがどうなったかは、私たち皆が知っています。Nada（全くなし）！Zilch（ゼロ）！Snafu（混乱）！

結果として、TMOが決まりを設定し、TMOがその決まりを解釈するので、TMO居住者は必ず負けるという奇妙な椅子取りゲームを押し付けられることになりました。これには、情報自由法に対するTMOの方針も含まれます。TMOは、気まぐれでたまに情報自由法に対する責任を認めますが、TMOは公共機関ではないので、自分たちが仕え、火災安全およびすべての衛生安全サービスを含む住宅サービスを提供する一般市民に対する釈明義務はないという作為的な理屈に基づき、拒絶することの方がよくあります。

この椅子取り「ゲーム」には、全く面白いところはありません。6月14日に多くの人が悲惨な形で命を失いました。その夜残された人たちそして「生存者」の多くは、ひどいショックを受け、これから一生あの夜の精神的な傷を背負っていくことになります。今、自らが見つけられるあらゆる理屈を根拠として、保有する情報の開示を拒否し、この災害全ての原因となった犯罪的過失に深く関与しているKCTMOがここにいます。

私たちは、誰に答えを求めればよいのでしょうか？

マーティン・ムーア=ビックですか？ 私は違うと思いますよ！